

にむ入門が出来ませんから承知下さい。

昭和三年六月二十一日

大日本自轉車株式會社

別記(三) 後業員名簿より除籍の告知せ

五月二十一日附て向小一週り以外に予議閣を脱退しないとして後業員名簿から除籍  
つて今社の人びなくならぬといふ通致をし、六月廿二日附て皆株の事情を考へて  
つておましたが念之月二十五日迄に脱退しなれ水は新出の手續をして除籍し開場  
の除由入門出来ない旨を特にや通致しましたか貴殿は遂に會社のいふ通りにして  
く水も免でしなから本日を以て除籍の手續を執りました。後て本日から貴殿  
は會社との關係がなくなりまゝ毎  
右や通致致します

昭和三年六月 日

大日本自轉車株式會社

手  
印

AB

13. 7. 5

芳秋第六七七號

昭和三年六月二十八日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿  
社 會 局 長 官 殿  
大阪神奈川千葉埼玉各府縣知事殿

大日本自轉車株式會社芳秋第六七七號ニ關スル件

(第七報)

要旨一、二十六日予議三休ヲ東京鐵工組合ニ投ス

二、予議閣ノ空氣一時險惡トナリタルカ二十七日予議閣代表者ト會社重役ト